

# 道路草刈業務共通仕様書

## 一 般 仕 様 書

### 1. 業務箇所

草刈業務箇所は、別途に示すとおりである。

### 2. 業務条件

- (1) 受託者は作業にあたり、傷害賠償保険に加入すること。
- (2) 受託者は委託者に作業日の前日までに作業を行う旨を報告、1日の作業後に作業終了の報告を行うこと。
- (3) 受託者は、作業実施に際し、作業箇所の起終点に市より貸し出した「草刈作業中」の看板を設置し、通行車両及び通行者に十分注意すること。
- (4) 除草、伐採後は刈り投げとせず、通行車両及び通行者の支障とならないよう集草すること。
- (5) 熱中症予防のため、作業中は、適宜休憩をとり、安全管理に万全を期すこと。
- (6) 地元住民への対応について
  - ①受託者は業務の履行に先立って、監督員と調整のうえ、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図るものとする。
  - ②受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。
- (7) 受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、清掃を行うものとする。
- (8) 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用する。
- (9) 現場の安全管理について

- ①受託者は、ガソリン、軽油、電気などの危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- ②作業に従事する者は、作業に支障のない服装、ヘルメット、安全ベルトなどを着用し、安全対策を講じるものとする。
- ③受託者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助にあたるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、監督員に直ちに連絡するものとする。また、事故の原因、経過および被害の内容などについて遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(11) 受託者は、作業にあたり、周辺施設などを損傷させないように注意をし、万一、損傷した場合には、遅滞なく監督員に連絡するとともに、指示に従うものとする。

(12) その他業務に不明な点があれば監督員と協議すること。

## 特 記 仕 様 書

### 1. 期 間

作業は、契約日から令和8年10月31日までに完了すること。

### 2. 書類等の提出

作業状況写真

作業前後の状況が確認できるように撮影すること。